

議第 3 3 号

呉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

呉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

呉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年呉市条例第 2 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」という。）

第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉施設のうち、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号）第 1 2 条第 1 項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準）

第 2 条 法第 6 5 条第 1 項に規定する条例で定める女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和 5 年厚生労働省令第 3 6 号。同令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。